

令和6年3月29日

長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

五島漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和6年3月8日変更）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき、海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	73.797 トン	39.095 トン	112.892 トン

<融通後>

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	76.797 トン	36.095 トン	112.892 トン